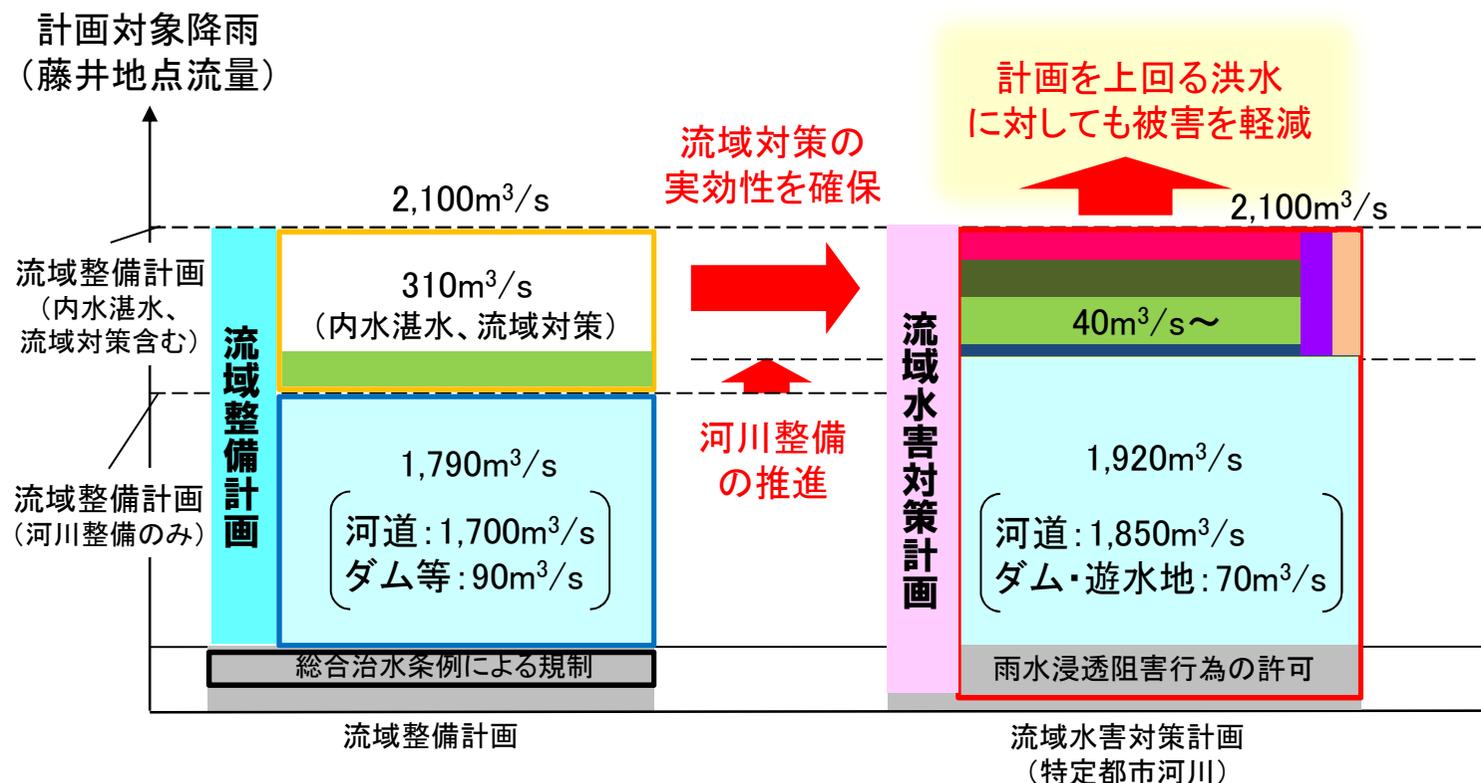


【流域整備計画と流域水害対策計画の関係】

① 氾濫をできるだけ防ぐ・減らす対策	 河川整備	 下水道整備	 雨水貯留浸透施設の整備 ため池治水利用
	 既存ダムの洪水調節機能強化	 雨水浸透阻害行為の許可 山林等の保水	
② 被害対象を減少させるための対策	 浸水被害防止区域の指定等(※)	(※) 支川氾濫や内水による浸水が残ると想定される区域については、住民及び利害関係人の意見、防災まちづくりとの連携を踏まえ、区域設定を検討	
	 貯留機能保全区域の指定		
③ 被害の軽減、早期復旧、復興の対策	 浸水被害の拡大防止のための措置		



① 氾濫をできるだけ防ぐ・減らす対策(河川の整備)

- 効果的な河川整備（河道掘削、遊水地整備等）を着実に実施し、流域の治水安全度を早期に向上させる。河道掘削においては河川環境への影響の回避・低減を図るとともに、遊水地整備においては平常時は憩いの空間や多様な生物の生息・生育・繁殖環境としての湿地機能を有し、豪雨時には防災・減災に寄与する施設整備を検討する。
- 流域治水整備事業や特定都市河川浸水被害対策推進事業補助を活用して事業の加速化を図る。



奈良県藤井地区第三大和川橋梁



奈良県桜井市大福工区佛生井堰



大和川遊水地計画

① 氾濫をできるだけ防ぐ・減らす対策(下水道整備)

- 下水事業者が特定都市河川流域内において、効率的な浸水被害対策を図るため、管渠、雨水貯留施設等の整備を推進する。
- また、内水ポンプ施設の運転において、外水氾濫のおそれがある場合には、内水ポンプ施設の運転によって被害を助長させないように、内水ポンプ施設の運転操作ルールを策定する。

【浸水対策施設の整備イメージ】

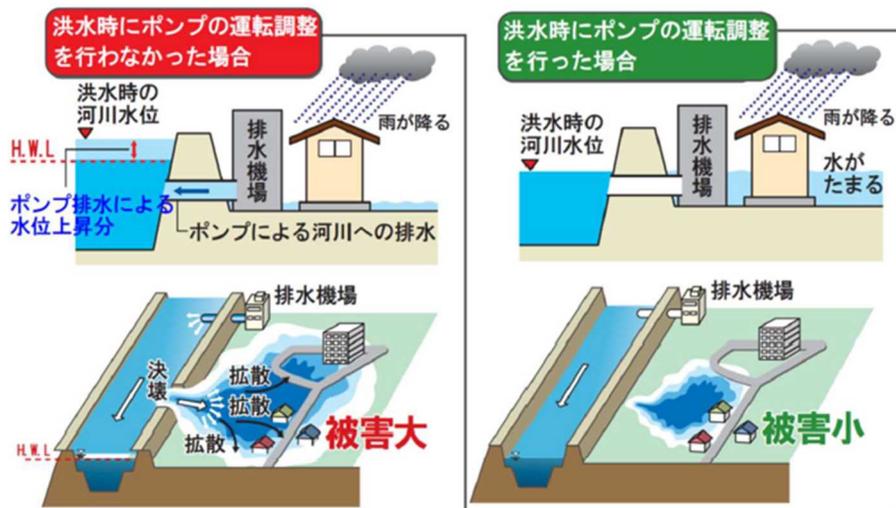


雨水ポンプの整備



雨水貯留管の整備

【内水ポンプ施設の運転調整イメージ】



【奈良市の取組事例】

奈良市の下水道事業では、防災・安全交付金を活用し、下水道浸水被害軽減総合計画(奈良市吉城川下流地区)に基づいて、10年確率降雨(47mm/h)による既設管の能力不足を解消し、かつ、奈良市の既往最大降雨(79mm/h)による床上浸水被害が発生しないことを目標に管渠整備を実施。

あわせて、内水ハザードマップの作成・公表による情報提供に努め、ハード・ソフト両面の対策により浸水被害を軽減。



浸水被害状況

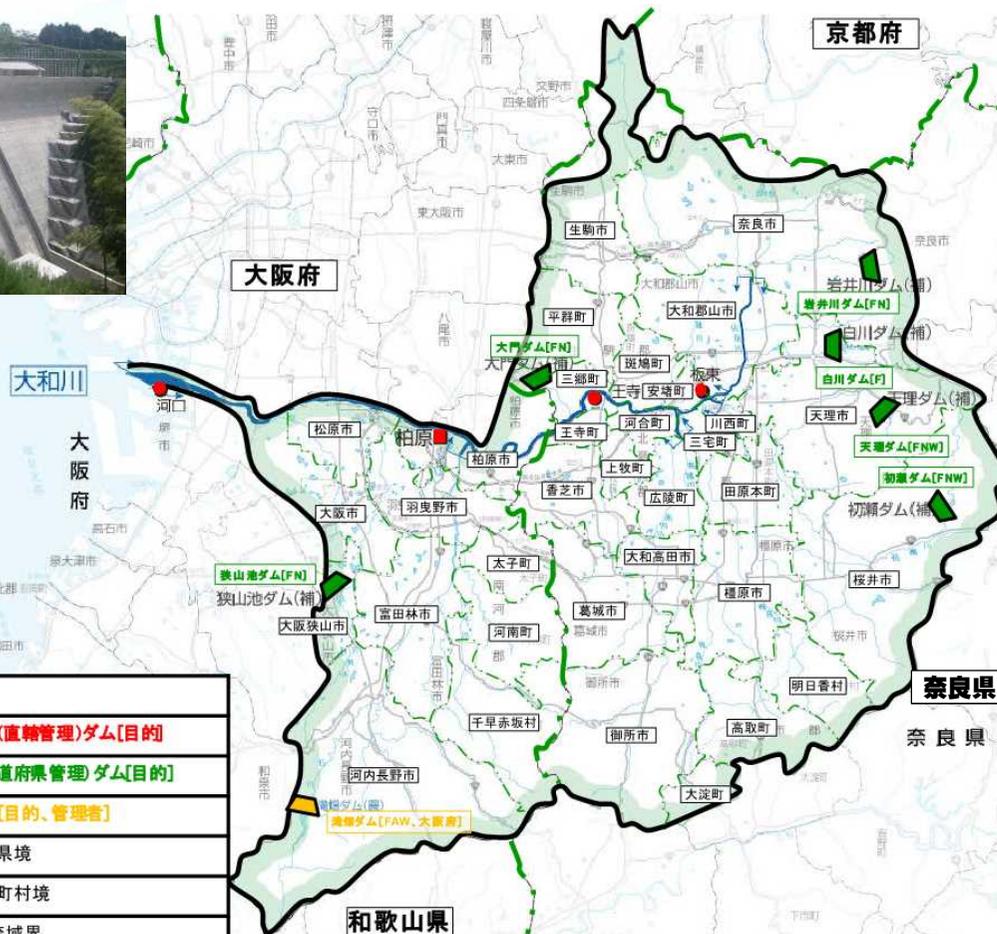
平成11年9月台風18号(時間最大降雨量75mm)



雨水管の施工状況

① 氾濫をできるだけ防ぐ・減らす対策(既存ダムの洪水調節機能強化)

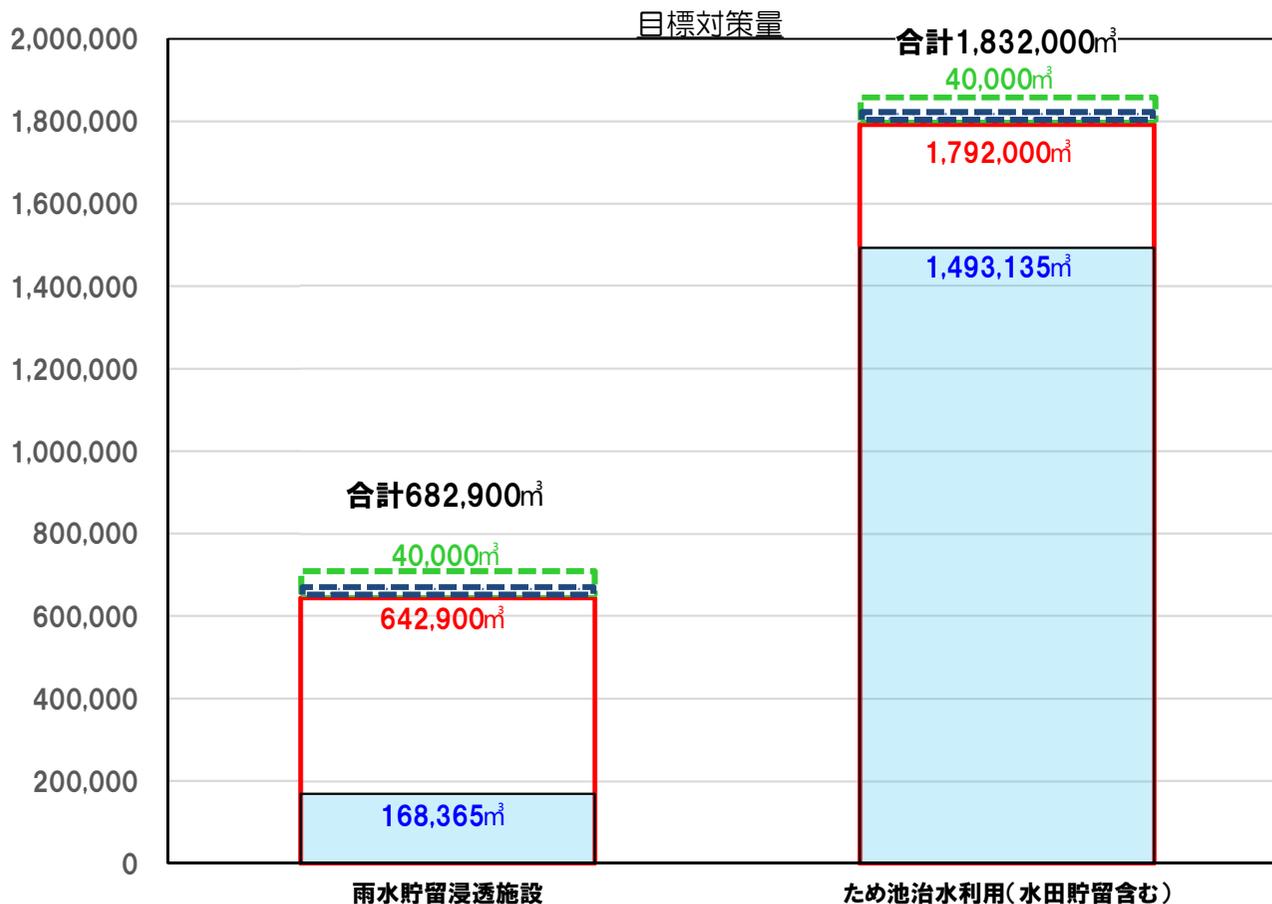
● 特定都市河川区間上流の既存ダム(初瀬ダム、天理ダム、白川ダム、岩井川ダム、大門ダム)を洪水調節に最大限活用するため、事前放流により容量を確保し、ダム下流の浸水被害軽減に努める。



F:治水 N:流水の正常な機能の維持 A:農業用水 W:水道用水 I:工業用水 P:発電

① 氾濫をできるだけ防ぐ・減らす対策(流域対策施設による目標対策量) 大和川流域水害対策協議会

●流域対策施設による対策量は、大和川水系総合治水対策の『大和川流域整備計画』や『奈良県平成緊急内水対策事業』で定められた対策量の目標を堅持しつつ、計画期間中の更なる流域対策を進めるとともに、民間事業者等による雨水貯留浸透施設の整備も見込んだ目標対策量を設定し、整備の一層の促進を図る。



■ 目標対策量 (m³)
 □ 対策済対策量 (m³)
 ■ 計画期間中の更なる流域対策を進める今後5年間の対策予定量 (m³)
 ■ 民間事業者による対策量 (m³)

① 氾濫をできるだけ防ぐ・減らす対策(雨水貯留浸透施設)

- 『大和川流域における総合治水の推進に関する条例』等に基づき、公共施設・用地等への雨水貯留浸透施設等の整備を積極的に推進するとともに、民間事業者等が開発に伴う防災調整池や貯留施設等を設置する際には、さらなる貯留機能を付した雨水貯留浸透施設の整備を働きかけ、流域治水整備事業や特定都市河川浸水被害対策推進事業補助を活用しながら目標対策量の確保を図る。
- 特別緑地保全地区の指定等を含め、流域内の浸透機能を有する緑地等の土地の保全を図る。
- 既に都市公園として活用されている等、流域内の国有地の流域対策としての活用を検討する。

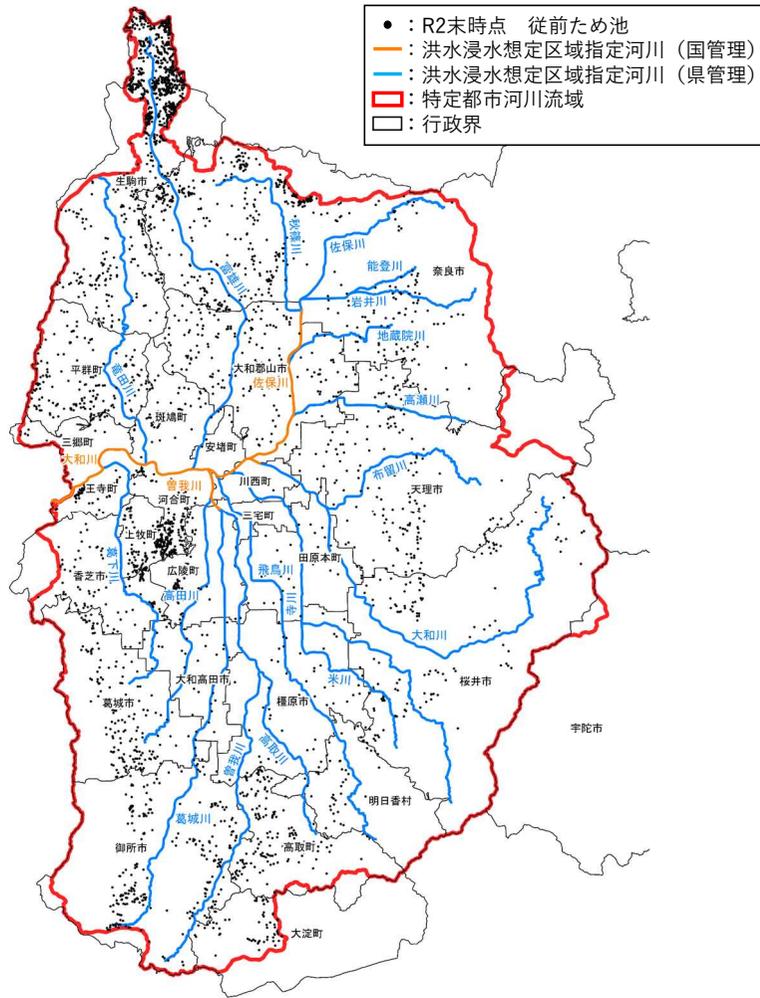


平成緊急内水対策事業
(田原本町阪手南地区・社会福祉協議会駐車場等)

【雨水貯留浸透施設の対策実施済箇所(R3.4時点) : 253箇所】

① 氾濫をできるだけ防ぐ・減らす対策(ため池の治水利用)

- 放流口の改修など既存ため池の一部改良を行い、ため池の治水利用を推進する。
- また、『大和川流域における総合治水の推進に関する条例』に基づき、ため池の保全に努める。



【従前ため池の現存数(R3.4時点) : 2,650箇所】



ため池の保全 (馬見丘陵公園池・広陵町)

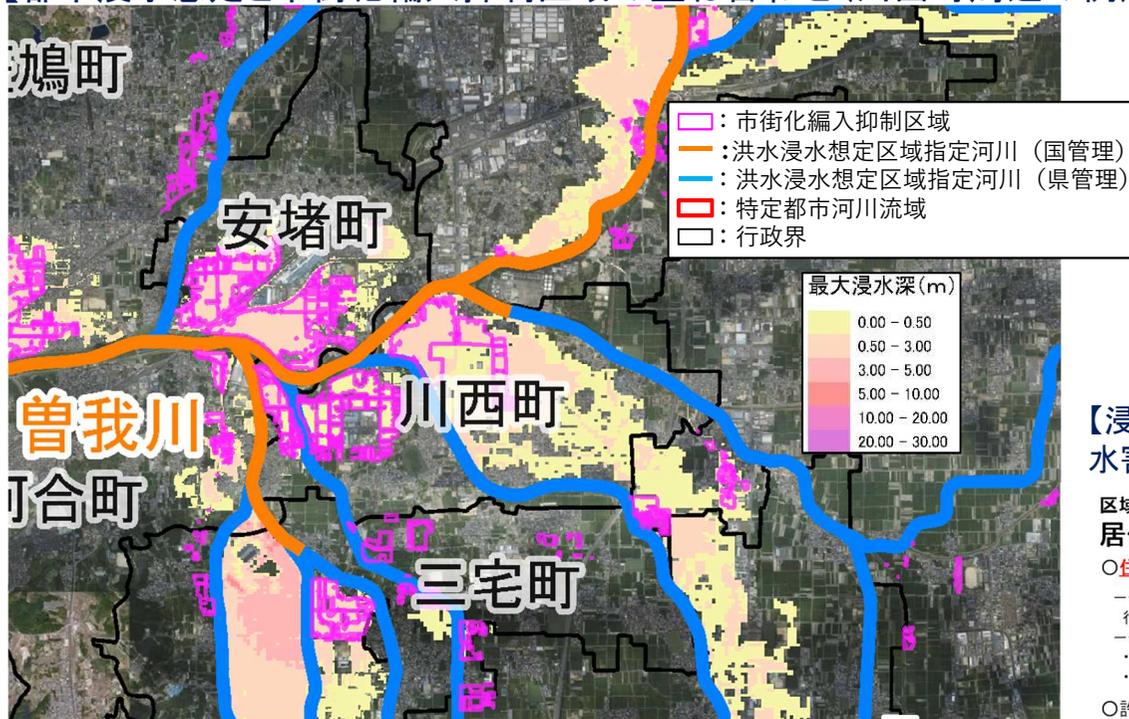


ため池治水利用 (鰻堀池・大和郡山市)

②被害対象を減少させるための対策(浸水被害防止区域)

●浸水被害防止区域は、都市浸水想定区域及び浸水リスク（浸水深等）、整備後の状況、リスクマップ（浸水範囲と浸水頻度の関係をわかりやすく示した地図）等も参考として、現地の地盤の起伏や「大和川流域における総合治水の推進に関する条例」で指定している市街化編入抑制区域、土地利用形態等を考慮した上で、住民等の意向を十分踏まえて指定するものとする。

【都市浸水想定と市街化編入抑制区域の重ね合わせ(川西町周辺の例)】



平成29年台風21号洪水による浸水被害



川西町

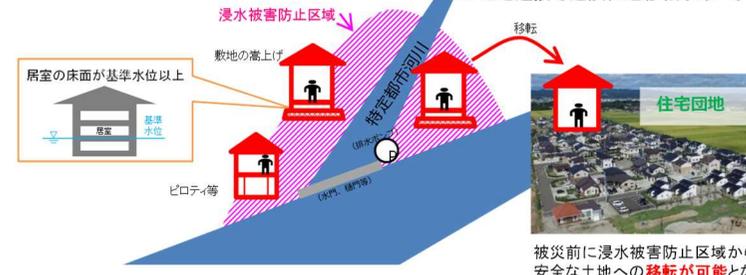
【浸水被害防止区域の指定による水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりの取り組み】

区域内の土地に
居住する場合にも命を守る

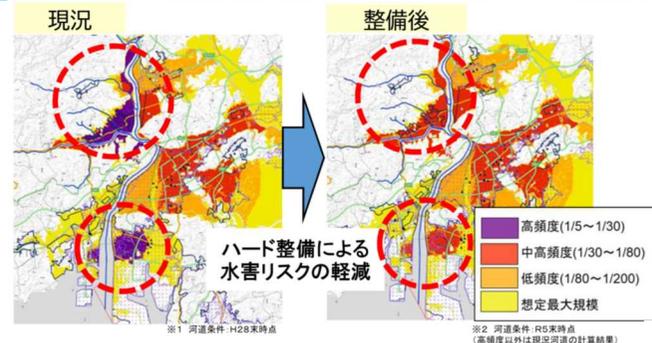
- 住宅・要配慮者施設等の安全性を事前確認
 - 住宅(非自己)・要配慮者施設の土地の開発行為について、土地の安全に必要な措置を講ずる
 - 住宅・要配慮者施設の建築行為について、
 - ・居室の床面の高さが基準水位以上
 - ・洪水等に対して安全な構造とする
- 許可基準に満たない既存住宅等の浸水対策改修等を支援
 - 災害危険区域等建築物防災改修等事業

区域内の土地への
居住を避ける

- 立地適正化計画の居住誘導区域から原則除外
- 病院・社会福祉施設・ホテル・自社オフィス等の自己業務用施設の開発を原則禁止
- 被災前に安全な土地への移転を促す
 - 被災前に安全な土地への移転を推進
 - 防災集団移転促進事業
 - がけ地近接等危険住宅移転事業 等



【リスクマップ】(イメージ)



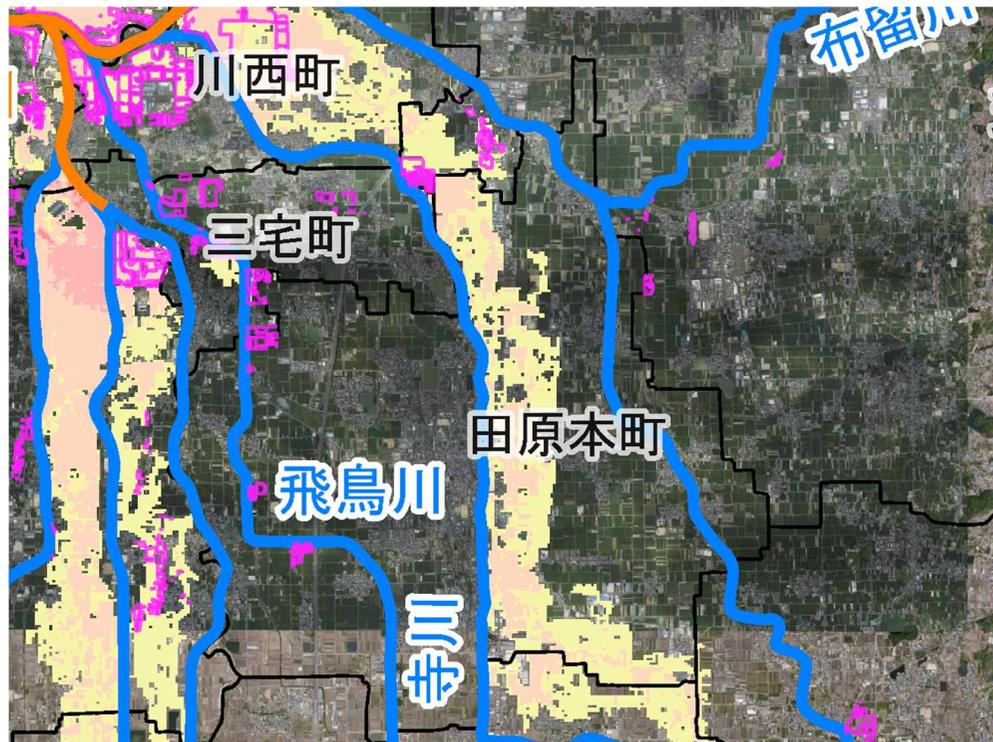
※1 河川条件: H28実績値

※2 河川条件: R6実績値 (高頻度以外は現況河川の計算結果)

②被害対象を減少させるための対策(貯留機能保全区域)

- 貯留機能保全区域は、都市浸水想定区域や、施設整備後においても堤防からの越水や無堤部からの溢水及び内水等による浸水を許容する区域について、住家の立地状況等の周辺地の利用状況や「大和川流域における総合治水の推進に関する条例」で指定している市街化編入抑制区域、水田等の土地利用状況を考慮した上で、当該土地の所有者の同意を得て指定するものとする。
- 指定においては、その地域の浸水リスクやごみ等の流入が残ること、生物の生息・生育・繁殖環境にとっての重要性について説明し理解に努める。
- 貯留機能保全区域における堆積ゴミ等の対策については、河川協力団体等地域との連携を検討する。

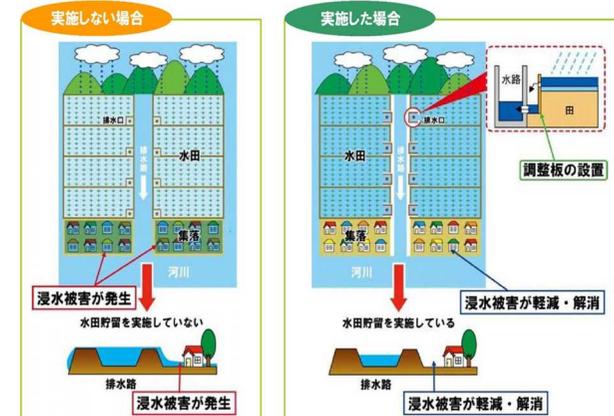
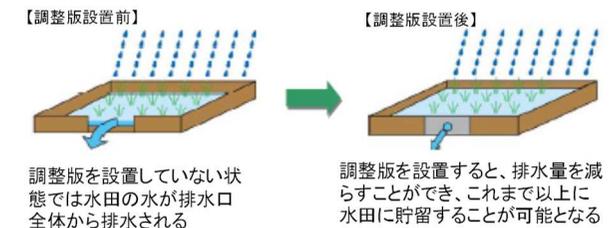
【都市浸水想定と市街化編入抑制区域の重ね合わせ(田原本町周辺の例)】



- : 市街化編入抑制区域
- : 洪水浸水想定区域指定河川 (国管理)
- : 洪水浸水想定区域指定河川 (県管理)
- : 特定都市河川流域
- : 行政界



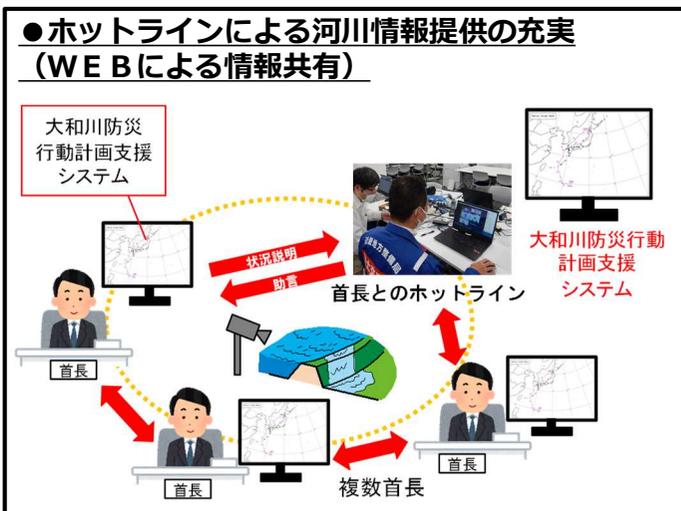
【水田貯留】



③被害の軽減、早期復旧、復興のための対策 大和川流域水害対策協議会

リスクコミュニケーションの充実等

- 計画を上回る洪水が発生し得ることも念頭に、被害の拡大を防止するための取組を関係者が連携して行う。
- オンラインシステムを活用し、複数の関係首長間の情報共有を図り、早期に出水時の適切な体制を構築する。
- 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成、実施義務化されている避難訓練の徹底を図るとともに、助言・勧告制度を活用し避難確保の実効性を高める。
- 住民一人ひとりが洪水ハザードマップを活用し、地域の水害リスクの認識や避難に必要な情報・判断・行動を把握するためのマイ・タイムラインの作成を促進する。



●要配慮者利用施設の避難計画作成の促進及び避難訓練の促進支援

【計画作成ポイントの学習】

【施設種別に分かれて意見交換】

【計画作成ポイントと取組工夫を共有】

ワールドカフェ方式

【避難場所・避難経路の検討】

【防災気象情報の学習】

【避難のタイミングの検討】

前期と後期のグループワークにより、施設間のコミュニケーションの『場』を創出

●住民参加型の取り組みを促進

マイ・タイムラインの作成状況

ワークショップ形式

参加者相互の意見交換により理解が向上

小中学校の防災教育